

第 3 回

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 会議録

(平成14年7月13日)

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町
合併協議会事務局

第3回 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会 会議録

日 時 平成14年7月13日(土曜日) 午前10時00分～午後0時17分

場 所 周南地域地場産業振興センター

議事日程

(議案)

第22号 合併協定項目5「財産及び公の施設の取扱い」

第23号 合併協定項目12「組織及び機構」

第24号 合併協定項目14「使用料・手数料の取扱い」

第25号 合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」

(2)「都市計画・建設事業」、(4)「消防・防災事業」、(5)「環境衛生、環境保全事業」

(6)「教育事業」、(7)「保健・福祉事業」、(8)「介護保険制度」、(10)「情報公開制度」

(14)「表彰制度」

(その他)

出席委員(会長含む)(44名)

会 長 河 村 和 登

委 員 吉 村 徳 昌	藤 井 康 弘	林 重 男	田 崎 義 雄
大 田 良 充	和 田 明 信	清 永 一 彦	福 田 孝 志
岡 林 久 熊	吉 平 龍 司	末 次 雅 文	兼 石 慧 子
田 村 勇 一	宮 崎 進	黒 神 公 直	廣 本 武 生
倉 住 栄	中 村 秀 昭	志 賀 武 男	岡 田 実
兼 重 元	福 田 文 治	今 井 和 代	西 村 上 一
渡 辺 輝 明	児 玉 研 一	藤 村 周 介	住 田 宗 士
上 田 悟	田 中 泰 典	三 浦 義 孝	津 田 孝 道
松 永 正 之	中 津 井 求	徳 本 豊	吉 松 敬 格
石 川 光 生	一 原 英 樹	角 田 美 彌 子	土 井 公 夫
宗 東 博 昭	青 木 孝 二	村 川 哲 夫	

欠席委員(2名)

山 下 波 留 子 原 田 聡

(午前10時00分開会)

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から、第3回徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会を開催させていただきます。

まず最初に、開会に当たりまして会長がごあいさつを申し上げます。お願いします。

(河村和登会長)

おはようございます。土曜日で皆さん方それぞれ大変お忙しい中を御出席をいただきまして、心から感謝申し上げたいと思います。

今回は第3回目の法定協になるわけでありましてけれども、振り返ってみますと、ワールドカップサッカーも国民が随分注目をしておりましたが、先月終わりましたけれども、今度はいよいよ熱い甲子園、高校野球が始まる、そういう時期にあらうかと思えます。今回は第3回目の会議となりますけれども、皆さん方の忌憚のない御意見をいただきながらまとめ上げていきたいと、このように思っております。

最近の取り組みについてちょっと触れさせていただきたいと思えますけれども、私ども2市2町の首長が共同で合併準備の推進に係るマニュアルを作成させていただきました。そして、2市2町職員全員1,768名にそれを配付をして、今、周知・説明をいたしているところであります。これは来年4月21日に新市を発足するために、職員一丸となって取り組もうという姿勢で、2市2町の首長はそういうことをしょっちゅう話し合いながらマニュアルを作成させていただきました。例えば、徳山市の例を申し上げますと、係長以上職員を全員集めまして、2回に分けて私の思いも含めまして取り組みをさせていただいている、そのような状況にあります。

今回は既に御案内をいたしておりますけれども、「財産及び公の施設の取扱い」、「組織及び機構」等11項目にわたって本日の議案を用意させていただいております。皆さん方の忌憚のない御意見をいただきながら、慎重かつ十分な協議を行いつつも、新市誕生を目指してスピードをアップしながら円滑な結論を見出していきたい、そのように考えております。どうぞこれからも、またきょうの会議におきましてもよろしくお願いを申し上げます、会長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

それでは、早速議事に入りたいと思えますけれども、本協議会の議長は規約により会長が務めるということになっておりますので、これからの議事の進行は会長にお願い申し上げます。よろしくお願いをいたします。

(河村和登議長)

それでは、早速でございますけれども、本日の会議に入らせていただきます。

まず最初に、本日の会議録署名委員さんでございますけれども、徳山市の倉住委員さん、新南陽市の志賀委員さん、熊毛町の角田委員さん、鹿野町の兼石委員さんをお願いしたいと思いますので、それぞれ皆さん方にはよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速お手元の議案に沿って会議を進めさせていただきます。はい、どうぞ。

(田中泰典委員)

実は先日来のマスコミの報道によりますと、この合併協議会を当初の予定を繰り上げて8月中に終わらせようと、そして、9月議会で議決をできるようにというような申し入れが2市2町合併実現議員有志の会というところから行われたということが報道されています。これに対して、河村会長はこれを歓迎すると、そして、それぞれの各首長も依存はないというような見

解が表明されたということが同時に報道をされております。このことは重大な内容を含んでおります。

既に御承知のように、私の町であります熊毛町においては、合併をめぐって住民投票条例の設置を求める署名がなされ、直接請求がなされましたが、これが議会において1票差で否決されると。そこで、地方自治法第76条に基づいて議会の解散を求める直接請求の運動が起こってまいりました。既に5,425筆いわゆる有権者の4割、必要な票数の3分の1が4,511になります。はるかに超える筆数が集まっております。これからいたしますと、熊毛町議会の解散をめぐっての住民投票は必至というような状態にあります。先ほど申し上げました申し入れは、このような動きに宣戦することを目指しておるといふふうに言わざるを得ません。これはまさに民主主義の根幹にかかわる重大な問題であります。本協議会は、この熊毛町の5,425筆の署名をどのように見るのか、尊重するのかしないのかという点であります。

もう1点は、8月中に協議を終わるといふようなことになれば、合併協議、先ほど会長は円滑な結論を得たいといふふうに言われましたが、そういうふうにするために、これから出てきます新市の建設計画や、あるいは財政計画、さらには今、本会議での協議をされますような住民生活に密着した課題がたくさんあります。この協議が形骸化していくのではないかというおそれがあります。このおそれではなくて、このことは既に目に見えていると言わざるを得ません。

さらに、私たちが今、最も大事なことは、この協議の進め方がどうなのかということに住民、町民の皆さんに知らせる義務がある。そして、さらに町民の皆さんの意見をこの会議で集約して、よりよき協議が進められるということにならなければならないと私は考えています。

このような観点から見ると、先ほどの申し入れがいかにも理不尽なやり方であるか、私はこういうことは絶対にとるべきではない、許す限り慎重な審議を進めるべきであるといふふうに思っていますが、これに対する会長の見解を求めたいと思います。

(河村和登議長)

会議に入る前に、今、田中委員さんの方から、先日、私のところに2市2町合併実現議員有志の会の代表の兼重さんの方から、来年の4月21日に新市を発足するために、できるだけ協議を早くやりながら、職員の皆さん方にも少しでも迷惑のかからないような取り組みをしていただきたいという申し出があったことは御存じのとおりでございます。またあわせて、3日前ですか、周陽地区の共産党の議員団の方が、今、田中委員さんがお話をされたような内容で私のところにお見えになったことも事実でございます。

私は、この2市2町の法定協は、御存じのように、3年かけて3市2町の法定協が34項目を皆さん方のお力添えで協議して、すべての協議を終え、そして残念ですけれども、下松市さんが時期尚早だということで参加されないという環境の中で、2市2町の首長が何度となく協議して、今度は合併を前提として法定協を立ち上げますということで6月1日に法定協が立ち上がったわけでありまして。ですから、2市2町の法定協の内容は来年4月21日に新市を発足させずということで2市2町の首長、不退転の決意で今取り組んでいるわけでありまして。

熊毛町で法にのっとって、ルールにのっとって町民の方が議会解散のための署名活動をされておられるということも理解しておりますけれども、そのこととこの法定協の進め方について同一だといふふうに私は思っておりません。2市2町の法定協は2市2町の法定協として着実に進めて、最初2市2町の首長はその町、その市の責任者でありますことから、新市を発足させるために6月1日に法定協を立ち上げ、また民主的なルール、議会の皆さん方の議決を経て法定協が立ち上がっておりますことから、この2市2町の法定協は着実に進めていく。そして、来年の4月21日には新市を発足させず、これが会長としての責任だと、そのように私は理解しております。きょうの会議も、また8月にはできれば3回程度協議をさせていただきながら、

すべての協議を進めさせていただきたい、そのように考えておりますので、田中委員さんにおかれましても御理解の上、委員としてこれからも御発言をしていただけたらと、このように思っております。

以上です。

まだありますか。はい、どうぞ。

(田中泰典委員)

今、会長の方から御説明がありましたが、3市2町で協議が済んでおると、相当の部分で合意に至っておるといような内容の説明がありましたが、2市2町は熊毛町にとっては3市2町とは大きく異なってきます。(発言する者あり)ですから、ちょっと発言中です。ちょっと黙っててください。

したがって、これらに対する町民へのフォローが必要になってくるというように思います。それがなければ、先ほどから野次がありますが、5,425筆というのがわずか1カ月の間で集まるということがいかに議会が、熊毛町の議会が町民の実態を把握していないかということのあらわれではないかと。

(河村和登議長)

今、田中委員さんが御発言されていることは、後ほどすべての議案が終わりまして、その他の項でまた御発言をいただけたら、きょうは2市2町の法定協の議案を用意した会議でございますので、あなたの個人的な意見をこの場でずっと長くお聞きすることは、きょうの会議の趣旨からしてもいかながなもんでしょうかね。御理解をいただきたいと思います。

(田中泰典委員)

了解しました。それじゃ後ほどにまたお願いしたいと思います。

(河村和登議長)

少し御意見も出ましたけれども、早速でございますが、議案の方に入らせていただきます。

最初、御用意申し上げました議案第22号合併協定項目の5でございます。「財産及び公の施設の取扱い」について議題とさせていただきます。

事務局の方から説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、議案第22号合併協定項目5の「財産及び公の施設の取扱い」について御説明を申し上げます。議案つづりでは1ページでございます。

まず、議案関係資料その1をご覧いただきたいというふうに思います。1ページに2市2町の「財産及び公の施設の総括表」を添付させていただいております。地方自治法の規定では、ここにありますように、地方公共団体の財産は、公有財産と物品、債権、基金の4種類に分類をされております。公の施設は、この中の公有財産に含まれるものでございます。2ページには、その参考として「財産及び公の施設の取扱いに関する法令等」を添付いたしております。3ページには、2市2町の公有財産といたしまして、地方自治法第237条の規定に従いまして、2市2町の財産を、平成12年度の各市町の決算書から、「公有財産」、「物品」及び「債権」並びに「基金」別に整理をいたしております。

まず1の公有財産でございますが、公有財産は、土地及び建物、山林、動産、物件、無体財産権、有価証券、出資による権利に分けられます。

(1)の土地及び建物は、本庁舎、小中学校、公営住宅、公園、公民館といった一般の住民の方々が利用できます公共用財産を含んでおります行政財産と、もっぱら経済的価値を発揮させるために管理をいたします普通財産とに分けて調書を作成しております。そのほか、山林、

浮き桟橋などの動産、物件、無体財産権、有価証券、出資による権利を4ページにかけて2市2町の財産状況を記載いたしております。5ページには、乗用自動車や事務機器といった物品関係の300万円以上のものを整理をし、記載をいたしております。6ページは「債権」の財産内容でございます。これは市町民税や貸付金などの未納分でございます。7ページは「基金」の財産内容でございます。基金とは、特定の目的のために資金を積み立てて、定額の資金を運用するために設けられた財産でありまして、財政調整基金などの2市2町で合計額が約69億円となっております。さらに、8ページから20ページにかけまして、「公の施設」を目的別の施設ごとに記載しておりますので、御参照いただけたらというふうに思います。

なお、お手元の資料に記載しております数字は、平成12年度末現在のものでございまして、新市として発足するときには当然違う数字となりますことを御了解をいただきたいというふうに思います。

以上、財産の内容について御説明を申し上げましたが、市町村合併に伴います財産の処分につきましては、地方自治法第7条第4項に合併関係市町が協議して定めるということが規定をされております。また、3市2町合併協議会の協議決定並びに新設合併を行っております他の先例市の事例を参考に、「その所有する財産はすべて新市に引き継ぐ」という調整案にさせていただいております。

次に、公の施設の取扱いでございますが、公の施設とは、先ほど申し上げましたように、行政財産のうち、小中学校、公民館、公営住宅、保育所、図書館、これらの公共用財産でございます。公の施設の将来の統合整備につきましては、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特殊性、バランス等も考慮しながら逐次整備していくこととなります。公の施設の取扱いにつきましても、財産の取扱いと同様に、「新市に引き継ぐ」ということにいたしております。

したがいまして、合併協定項目5の「財産及び公の施設の取扱い」につきましては、「2市2町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐ」という調整案といたしております。

なお、7月5日に開催をされました幹事会に御提案をし、御承認をいただいていることを御報告申し上げ、御提案といたします。

以上、御審議、御決定のほどよろしく願いをいたします。

(河村和登議長)

ただ今皆さん方にお諮りをいたしております議案第22号合併協定項目の5でございます「財産及び公の施設の取扱い」でございますが、今、事務局の方から御説明を申し上げましたけれども、2市2町が所有いたしております「財産及び公の施設」につきましては、新しい市に引き継ぐという調整方針でございます。皆さん方の方で何か御質問、御意見等がございましたら、遠慮なく御発言をいただきたいと思っております。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございます。ただ今議題とさせていただいております議案第22号合併協定項目の5「財産及び公の施設の取扱い」につきましては、今説明を申し上げましたとおり、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、議案第23号合併協定項目12「組織及び機構」につきまして事務局の方から説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、議案第23号合併協定項目12「組織及び機構」について御説明いたします。

新市の組織機構の整備に当たっての考え方といたしまして、何よりも合併時において住民生

活に影響を与えない、住民サービスの低下を招かない、また住民の声、地域の実情を施策に反映することのできる組織機構整備を重視し、市域全域で均等かつ良質なサービスの提供をするとともに、新しい時代が要請するさまざまな分野での行政の高度化に対応し、21世紀の新しい時代として簡素で効率的かつ適正規模の組織機構の整備を施行するということでございます。

こうしたことから、まずは一つとして、新しい時代に適用かつ弾力的に対応する組織機構、二つ目として、住民本位の市役所組織機構の整備、三つ目に合併メリットを発揮できる新しい組織機構の整備、四つ目に行財政改革を推進し、地方分権に対応する組織機構の整備、この四つを新市の組織機構の整備目標といたしまして、新市の組織機構のあり方を検討いたしました。そこにお示ししております総括方針、この8項目を新市の組織機構を編成する上での基本的な指針といたしております。

一つが新市移行後も住民サービスの低下を来さないように十分配慮した組織機構、二つが市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構、三つ目に市民の声を適正に反映することができる組織機構、四つ目が簡素で効率的な組織機構、五つ目が新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構、六つ目が指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構、七つ目が地方分権に柔軟に対応できる組織機構、八つ目が新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構というふうにしております。議案等参考資料その1の21ページをご覧くださいと思いますが、参考資料21ページの中ほどから下の枠で囲った表でございます。組織機構の整備に当たっては、住民サービスを混乱させない、事務事業の混乱・停滞を回避するという観点から、時系列的に検討をいたしております。

まず、合併当初においては、管理機能を集約するにとどめまして、従前の組織機構をある程度活用するという暫定的な第1期の組織機構を考えております。次に、第2期といたしまして、合併直後のさまざまな混乱を回避した段階におきましては、新市建設計画の実現、合併協定項目の実現、事務事業の統合を精力的に押し進め、その過程で統合できた分野から逐次組織の統合を実施する第2期の組織機構整備を考えております。また、新市としての統合が完了した第3期におきましては、組織機構について改めて見直しを行うこととしております。

次に、具体的な組織機構の検討結果をまとめましたのが議案書3ページの個別整備方針でございます。あわせて、資料参考21ページの右上の合併時新市組織イメージ図、これをあわせてご覧くださいと思います。

2市2町による新設合併であり、現有庁舎の有効活用と住民サービスを低下させないということから、現在の各市町の庁舎を活用することとし、第1回の合併協議会で徳山市役所を新市の事務所と協議決定いただきましたことを踏まえまして、徳山市役所を本庁とし、新南陽市、熊毛町、鹿野町の3カ所の庁舎を総合支所とするということにしております。本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌し、また総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域としまして、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定されている各地域別の整備方針の実現を任務とする機構を組み込むことといたしております。また、合併前の2市2町の支所、出先機関は、現行のまま存続させることといたしております。現在の2市2町に設置されております行政委員会、委員及び附属機関につきましては、原則として統合し、地域性により独自に設置されている附属機関につきましては、実態を考慮して整備することといたしております。また、委員構成等につきましては、2市2町の実情、地域性に配慮し、適切な措置を講ずるものといたしております。また、参考資料といたしまして、議案関係資料の20ページにはさきの3市2町合併協議会並びに第5小委員会での協議概要並びに関係法令等を記載しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

なお、7月5日に開催されました幹事会にこれを御提案し、御承認をいただいておりますこ

とを御報告し、提案理由といたします。

以上でございます。御審議、御決定のほどよろしくお願い申し上げます。

(河村和登議長)

ただ今議題としてお諮りを申し上げておりますことは、事務局の方から説明を申し上げましたけれども、議案第23号として合併協定項目12「組織及び機構」についてのまとめ方でございます。内容的には今、事務局の方から御説明を申し上げましたけれども、新市の組織及び機構は細かく8項目、住民サービスの低下を来さないような、あるいは市民の方が利用しやすく、わかりやすい組織機構、市民の声を適正に反映することができる組織機構、また簡素で効率的な組織機構、新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構、指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構、地方分権に柔軟に対応できる組織機構、また新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構、そういう形で組織及び機構についてはまとめ上げたい、整備したいという提案であります。

皆さん方の方でこの提案につきまして何かお気づきの点、御質問、御意見がございましたら、遠慮なく御発言をいただきたいと思います。はい、藤井委員さん。

(藤井康弘委員)

徳山市議会の合併調査特別委員会では、例によりまして事前に意見交換をしまして、この議案ですけれども、少数意見として、個別整備方針について、特に住民サービスの維持という点で現在の支所、出張所をそのまま残すという点など、肯定的に評価できるものであるが、ただ、これがいつまで遵守されるかという点が不明であるという点と、財政的にきちとした裏づけのある提案なのかという点を、財政計画と照らし合わせていないと現時点では判断できないというような意見もございましたけれども、大方の意見としては、調整方針どおりでよいということでした。

以上です。

(河村和登議長)

ほかに。はい、田中委員さん。

(田中泰典委員)

熊毛町の現在の町役場は総合支所というふうに移行していくということになるわけですが、この総合支所の位置づけといいますか、総合支所の中における機構、これがどのようになるのかがさっぱりわからないということから、どのように総合支所を見ていくのかというのがなかなか説明がしにくい。その辺についてもしわかれば。

それから、今、先ほどの委員の発言の中にもありましたように、このサービスを低下させないで維持していくための人員を配置していくという点から見て、その絡みで今後の財政計画で人員削減が3市2町のときにはかなり予定をされておりましたが、そういうふうになってきますと、総合支所のこのサービスが維持できるかどうかという点が非常にわかりにくい部分があります。その辺について御説明をお願いしたいと思います。

(河村和登議長)

事務局。

(事務局)

それでは、最初に総合支所で行う業務でございますけれども、これにつきまして、大きく分けまして住民サービスを提供する総合行政機関、それから地域振興の拠点、新市建設計画の地域別整備方針の実現、これに関する業務を考えております。

具体的には、合併当初におきましては、現在の各市町の本庁で行っております業務から秘書、

企画調整、財政、管財、契約管理、人事、給与厚生、電算等のこうした内部管理に関する業務を除きまして、新たに地域振興推進に関する業務というものを加えたものが総合支所ということになるかと思えます。

それから、人員等につきましては、今、組織の内容についていろいろ協議しておるわけですが、こうした総合支所での業務、これをはっきりして、どういうサービスをどのように提供していくかということで人員については今から張りつけを行っていくところでございます。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(田中泰典委員)

今の説明は、議案書の3ページに記されていますが、それは非常に抽象的だということで理解がしにくいと、一般の住民の方にですね。私たちは住民サービスといえば、福祉とか、あるいは今住民生活課が所管をしているような内容だというふうに理解いたしますけれども、一般の住民の方々にはこれではなかなか抽象的でわかりにくいのではないかとこのように思っています。

それから、地域振興が今度加えられたというふうに聞きますが、これらをやられるということについて私、異存があるわけではありませんけれども、ただ、問題は、今も説明がありましたが、これに対応する人員を確保していくことと、それから今後進められることが予想されます議員削減との関連で、人員削減が財政計画では必ず出てくると、私の個人の見解としては歓迎はいたしませんけれども、そういう形で出てこざるを得ないというふうに理解しておりますが、これとの関連がもう一つつかめないと、この辺の説明をもう少しわかりやすくお願いしたいと思えます。

(河村和登議長)

事務局。

(事務局)

お答え申し上げますけれども、合併協議会の方はあくまでも調整方針というものは大枠について承認をしていただくと。この大枠につきまして承認をいただいて、今後この調整方針に基づいて合併準備の段階できちんとやっていくと、そういう流れになりますので、そのあたりはひとつ御理解をお願い申し上げます。

それから、財政計画との絡みの中で人員の削減が出ましたけれども、基本的には次回の合併協議会には財政計画の中で一つの目安として人員の削減、職員の削減になるかもわかりませんが、そういった資料を御提出申し上げますけれども、いずれにしても、職員の削減によって住民サービスが低下する、そういったことにはならないように努めてまいると、そういう考え方でございます。よろしくお願い申し上げます。

(河村和登議長)

はい、兼重委員さん。

(兼重 元委員)

私はこの提案されていることについては原則的には支持いたします。それと、今、田中委員の方から合併を否定されている方から合併後の心配をしていただきました。ありがとうございました。いろいろと私どもが気づかないところまでお気づきいただきましたので、参考になるかと思えます。ありがとうございました。

ところで、組織というものは、当然目的があるものでありますから、この新市の速やかな一体性あるいは合併の目的をいかに実効あらしめるかということになりましようから、こうした

組織については十分練りに練って、その目的を達成できるような組織にしなけりゃならないと、これは原則論であります。

今、目的の一つに、行政改革あるいは究極のリストラだということもありますが、さて、新しい市になって、いかにこの行政機構をきちっとしたものにするか、その大きな目的の中にはいかに行財政改革をここに実効あらしめるかということに私はあろうかと思うんです。そのための組織機構でなくてはならない、あるいは意識をきちんとして一致させなくてはならない。

ところで、今、2市2町、当然それぞれの自治体でいろいろ行財政改革というのを進めておられると思います。行政改革大綱なり、あるいは実施計画なり、こういったものもつくっておられると思います。鋭意進めておられると、そのまた効果も出しておられると思うんです。これらをもう一度精査する必要があるんじゃないかなと思うんですね。新市になったらどういうふうにこれらが生かされるのかと、それぞれが抱えている問題というのは単市でもって今やっておりますので、これを寄せ集めてすんなりいくとは思えませんので、事務方の方は大変でございましょうけども、ぜひともその辺はやっていただきたい。

また、今、全国8市ぐらいがもう進めておられると言いますが、電子自治体というのがありますね、コンピューターの時代。電子自治体、こういったものもちょっと物の本によりますと、非常に行政をスムーズに進めるために、あるいは住民サービスの低下を来たさないように、何よりも今度は2市2町ということは非常に広域になってきますので、そういったシステムというか、文明の利器を使って行政を進めていくというものも大事になってくると思うんです。ですから電子自治体、これらを施行していくのかといったものも一つ考えにして進めていっていただきたいと思うわけであります。

以上です。

(河村和登議長)

いろいろと建設的な意見をいただきましたけれども、先ほど触れましたけれども、組織及び機構の調整方針につきましては、八つの基本的な考え方でこれを整備させていただきたい。特に住民サービス、市民の方のサービス、町民の方のサービスが低下しないような、そういう取り組みをします。また、市民の方に利用しやすい、わかりやすい組織機構にしたい。また、市民の声が、生の声が適正に反映するような、そういう組織機構にします。また、効率的で簡素な組織機構にする。改めて今取り組みをこれからいたしますけれども、新市建設計画を円滑に遂行できるような組織機構、また責任の所在あるいは地方分権に柔軟に対応できる、また新たな行政課題に速やかに対応できる組織及び機構としてこれからまとめ上げたいということでございます。それは8項目に分けて提案を申し上げたとおりでございます。ようございませぬかね。はい、中村委員さん。

(中村秀昭委員)

2点ほどお願いいたします。

一つは、合併で今から新市計画ができて、首長さんあたりがその監視役になると思うんですけれども、特別なプロジェクトといいますかね、屋上屋のプロジェクトでは意味がないんですけれども、合併するまでいろんな議論をしてきた、そのことが決まった、そして確実にそのことが行われておるかどうかという、ここでは個別整備方針の中の3番に調整とか施策とか総合的な事務云々と、こうあるわけですが、これは私から言うと、旧来の行政的な物の考え方じゃないかと。だから、むしろ特別なプロジェクトをつくって、いい意味での監視をやっていくと、こういう機構を考えておられるのかどうか、その辺をひとつよろしくお願いします。

それからもう一つ、もう時代もどんどん日増しに変わっておるわけでございます。したがって、さっきもちょっと言いましたが、旧来の行政的な物の考え方ではどうしてもコストアップしてしまう。コストダウンできないということを私、日々感じておるわけです。したがって、

今から時間をかけても結構なんでございますけれども、本当にこの仕事は、AならAという仕事は、市の職員でなければできないのかどうか。民間に、例えば委託という言葉も余り好きじゃありませんけれども、民間人でできないだろうか、さらに言えば、ボランティアではできないのだろうかとか、そういうやっぱりきめ細かな物の進め方を僕はこの機にせんと、旧来の考え方で進んでいくと、またそれが下敷きになって10年間ぐらい続いてしまうと。したがって、やっぱりこういった機会に、先ほど言ったように、市の職員でなければ絶対できない仕事、これは民間の人にできる仕事、これはボランティアにある程度頼ってもできる仕事、その辺の区分も僕はやっていかないと、なかなか行政改革というものが結果的にうまくいかなかったということになるのではないかなということを経々思うわけですが、その辺の考え方があれば、現時点です。

最後の方は将来ひとつぜひともしついった厳しい認識に立って、ただ単に2市2町の現行の組織が一緒になったという物の考え方では私は真に合併は成功しないと。したがって、やはり市民にいい意味で協力も求める、そういったこともこの合併が必要ではないかと、このように考えておりますが、考え方があればよろしくお願ひしたいと思ひます。

(河村和登議長)

中村委員さんの方から2点について御指摘と申しますが、ございました。

一つには特別なプロジェクトを立ち上げて、いわゆる監視役というのをきちっとやらないといけませんよ。いま一つには、これからの自治体のあるべき姿、地方分権の時代を迎えて、やはりボランティアも含めて、区分をしっかりと設けて行政改革をやらないと、2市2町の合併した意味がないんじゃないかという御指摘と組織のあるべき姿について御意見をいただいたわけでありませう。内容的には非常に大事な御指摘だろうと思ひます。例えば、特別なプロジェクト云々ということについては、これからの課題となろうかと思ひますけれども、今、議会の皆さん方がいいまちをつくるために、いつもチェックと申しますが、市民の代表としてチェック、そういうお仕事を申していただいておりますことから、そういうことも含めて1番目の御質問については対応をすべきではないかなと、個人的には思ひます。

また、これからの自治体のあるべき姿、先ほど電子自治体等の話もございましたけれども、やはり少子・高齢化の中でこれからの地方自治体というのは、特に財政的な面から市民の負託と申しますが、いろんな声にこたえるための組織機構については、さらにさらにみんなで知恵を出し合つて対応する、そういう時代に向かつてると。そうしないと、足腰の強い自治体はできないのではないかなと思ひますので、大変大切な御意見として承らさせていただきますと思ひます。

今、議題とさせていただきます議案第23号合併協定項目の12でございます「組織及び機構」につきましては、八つの内容で組織機構を整備、具体的に総括的に上げさせていただきますけれども、住民サービスの低下を来さないように、また市民の声がしっかりと反映されるように、また将来に向かつての新市建設計画あるいは行政課題に速やかに対応できるような、そういう組織機構にさせていただきますという取りまとめ方でございます。よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今議題とさせていただきます議案第23号は原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第24号合併協定項目14「使用料・手数料の取扱い」についてを議題と

させていただきます。

事務局の方から説明をいたさせます。

(事務局)

合併協定項目14「使用料・手数料の取扱い」について御説明をいたします。

議案つづりの4ページからでございます。御承知のように、使用料・手数料の徴収につきましては、地方自治法の規定に基づき、それぞれの市や町の条例または規則等において、その料金の額や徴収の方法等が定められております。新市発足時においては、使用料・手数料の種類、金額、徴収方法について円滑に移行できるように措置しておく必要がございます。

5ページから9ページに使用料・手数料の総括表を添付いたしております。まず、表の見方でございますが、調整の方針として七つに分けて調整をいたしております。各分類に従って2市2町の施設を記載し、調整の方針(案)をそれぞれに当てはまる番号を記載し、その右側のページ項目は添付資料の議案等関係資料その2のページを記載いたしておりますので、御参照の際、御利用いただきたいと思います。

調整の総括方針は、「新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。ただし、差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとする。また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする」といたして御提案させていただいております。

この総括方針に基づき、専門部会において各種使用料・手数料について協議調整を行いました。3市2町の調整方針を変更する事業が5項目ありますので、御説明いたします。議案等関係資料その2の最初のページをお開きいただきたいと思います。

まず、合併関係市町の変更に伴い、調整方針を変更するとしたものが3項目ございます。

最初に、商工観光の国民宿舎の使用料につきましては、従来、調整方針を「新市に移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する」としていましたが、徳山市のみの該当する使用料となりましたことから、調整方針案を「1、現行のまま新市に引き継ぐ」としたものであります。なお、詳しくは議案等関係資料の32ページを御参照いただきたいと思います。

次に、教育関係の学校施設使用料につきましては、従来、調整方針を「下松市の例により調整する」としていましたが、3市2町においては、使用目的、施設や使用時間、減免対象にばらつきがあることから、全体的な見直しをする必要があるとし、調整方針案を「3、新たに制度等を創設する」としたものであります。詳しくは議案等関係資料の60ページにお示ししております。

3番目に、農林の家畜診療費につきましては、従来、調整方針を「徳山市の例により調整する」としていましたが、徳山市のみ該当となりましたことから、調整方針案を「1、現行のまま新市に引き継ぐ」としたものであります。詳しくは議案等関係資料の105ページにお示しをいたしております。

次に、法の改正、制度等の変更や廃止に伴い、調整方針案を変更するとしたものが2項目ございます。

最初に、農林水産の農業集落排水施設使用料につきましては、従来、調整方針を「現行のまま新市に引き継ぐ」としてありまして、徳山市のみに該当する使用料でしたが、新南陽市において農業集落排水事業が供用開始されたことに伴って、調整方針案を「5、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する」としたものであります。詳しくは議案等関係資料の20ページにお示ししております。

2番目として、農林の鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付手数料につきましては、従来、調整方針を「徳山市、下松市、新南陽市、鹿野町の例により調整する」としていましたが、熊毛町の手数料の見直しによりすべて同額となったことから、調整方針案を「1、現行のまま新市に

引き継ぐ」としたものであります。詳しくは議案等関係資料の103ページにお示ししております。

以上、調整方針を変更する5項目につきまして御説明をいたしました。

他の使用料・手数料等につきましては、3市2町の調整方針を踏襲するということから、同様の調整方針案としておりますので、御理解の上、御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、7月5日に開催されました幹事会に御提案し、御承認をいただいていることを御報告申し上げます、御提案の御説明といたします。

以上でございます。御審議、御決定のほどよろしく願いをいたします。

(河村和登議長)

ただ今議案第24号として「使用料・手数料の取扱い」について皆さん方にお諮りを申し上げておりますけれども、何か皆さん方の方で御質問、御意見がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。はい、藤井委員さん。

(藤井康弘委員)

特別委員会の方で、今回変更になった部分について別段異論等はないんですけども、これは蒸し返しにならない範囲で、少数意見として紹介させておいてもらいたいですけれども、住民窓口の関係での印鑑証明とかの手数料が、鹿野町だけ150円でほかの3市町については200円ということで、150円の方に合わせるべきじゃないかという意見もありましたが、大方の意見としては、調整案どおりすべきだということでした。

以上です。

(河村和登議長)

ありがとうございます。ほかに。内容的には、先ほど事務局の方から御説明を申し上げましたけれども、新しい市が誕生して速やかな一体性の確保、いわゆる住民負担に配慮し、また2市2町間で同一または類似の施設の使用料については、可能な限り統一をさせていただくということでありませう。

しかし、現状は差異の著しいもの、あるいは事情によって調整が困難なものにつきましては、当分の間現行のとおりとさせていただきながら、また、同じ市民ですからしっかり意見を聞きながら、可能な限りこれから統一に努めると、そういう取りまとめ方でありませう。ようございませうか。はい、どうぞ。

(藤村周介委員)

新南陽の藤村でございます。基本的には賛成といたしますが、今後の考え方としまして、各市のコミュニティーの利用であるとか、そういったものの使用料といたしますが、手数料等というものは、例えば、企業が営利目的に使う場合には、ある意味では額を上げていくとか。今、実際にこういった地場センター何かを使われる。ディスカウントストアが出てきて、これを営利目的で使っている場合にも、一般の市民の方が営利目的じゃなくして使う場合も、大体金額ってそんなに差がないんですよ。そういう意味では、営利目的で使う場合にはこれだけ料金を上げていきますよという、ある意味でその格差をつけていくと。

それからもう一つは、各コミュニティーであるとか、いろんな問題をアウトソーシングしていくことによってコストの削減ができるとか、将来的にはそういったものを考えていった方がいいのではないかなど。実際利用度の低いものについては、場合によっては売却していくとか、資産の売却、そういったものを考えながら、将来の新市における経費の節減といたしますが、そういうところに将来的には持って行っていただきたいというのが私の個人的な意見でもありますので、基本的にはこれは賛成ではあるんですけど、将来の利用についてもう少し細かく具

体的にケースを検討されながらつくられるといいと思います。

以上です。

(河村和登議長)

やっぱり新しい市をすてきな市にしたいということで、そういう御要望がございましたことから、それが生かされるようにこれから御要望として承りながら対応させていただきたいと思えます。

ほかにありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

いいですかね。ただ今議題とさせていただいております議案第24号「使用料・手数料の取扱い」については、原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

ここで約10分ばかり休憩をさせていただきます。

〔休憩 午前10時55分～午前11時09分〕

(河村和登議長)

会議を再開をさせていただきます。

次は、議案第25号でございます合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」についてを議題とさせていただきます。

事務局の方から説明をいたします。

(事務局)

それでは、議案第25号合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」について提案理由の御説明を申し上げます。

合併協定項目21には、協議調整を必要とする項目が14ございますが、今回御提案を申し上げるものは、(2)「都市計画・建設事業」、(4)「消防・防災事業」、(5)「環境衛生・環境保全事業」、(6)「教育事業」、(7)「保健・福祉事業」、(8)「介護保険制度」、(10)「情報公開制度」、(14)「表彰制度」の8項目でございます。

「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」の調整の総括方針といたしましては、健全財政に配慮しつつ、合併効果による住民生活の質的向上が図られるよう、次の考え方で調整することといたしております。

一つ目といたしまして、少子高齢化・情報化社会等、時代のニーズに配慮し調整する。

二つ目として、総体的に住民にとって不利益とならないよう調整に努める。

三つ目として、新市全体の均衡を保ち、一体性の確保ができるよう速やかな統合に努めるといたしております。

この調整の総括方針に基づき、専門部会において各種制度の取扱いについて協議調整を行いました中で、主に3市2町の調整方針を変更する事業について御説明をいたします。

それでは、議案書の11ページから14ページにかけまして添付をいたしております各種制度の取扱いの総括表に準じて御説明をいたします。なお、御提案申し上げます8項目の制度の取扱いの調整案につきましては、去る7月5日に開催をいたしました幹事会に御提案し、御承認いただいていることを御報告をいたしておきます。

まず、(2)の「都市計画・建設事業」について御説明をいたします。

資料につきましては、議案等関係資料その3の1ページから7ページを御参照いただきたいと思います。

市町道等の管理等につきましては、3市2町の合併協議会での調整方針を基本的に踏襲する

中で、調整案といたしましては、「市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。市町道認定基準につきましては、2市の認定基準を基本に、新たに制度等を創設する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。認定外道路指定基準につきましては、徳山市の例により調整する。生活道路等につきましては、現在進められております法定外公共物、いわゆる里道・水路等の国からの譲与への対応を踏まえ、徳山市の取扱い基準を基本にすることとし、徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町の生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりとする」といたしております。

次に、都市計画区域及び用途地域の状況につきましては、「新市に移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域との区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する」といたしまして、下水道受益者負担金制度につきましては、3市2町の合併協議会で十分協議された調整案を尊重しまして、「現行のまま新市に引き継ぐこととするが、将来的には賦課について検討を行うものとする」という調整案といたしております。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

(河村和登議長)

議案第25号としてお示しをいたしておりますけれども、合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」でございますが、御案内のように、この事業が8事業ありますことから、まず「都市計画・建設事業」について事務局の方から説明を申し上げ、順次「消防・防災事業」あるいは「環境衛生、環境保全事業」等々を御説明を申し上げながら会議を進めさせていただきたいと思っております。

ただ今事務局から説明申し上げました議案第25号のうち、「都市計画・建設事業」について何か皆さんの方で御質問、御意見がございましたら御発言をいただきたいと思います。はい、田中委員さん。

(田中泰典委員)

都市計画にかかわることですが、熊毛町の場合は、今、都市計画の線引きがされておられません。その関係で都市計画税は徴収をいたしておりませんが、これが今後新市に移行した場合にこの線引き等についてやられるということになると、都市計画税とのかかわりが出てきます。そのあたりはどのような方向で処理を考慮されるのか、お伺いしたいと思います。

(河村和登議長)

これ私の方から申し上げまして、新都市計画法が昭和45年に線引きがなされまして市街化区域調整区域、市街化区域につきましては、御存じのように、固定資産の0.2%ですかね、都市計画税を取っておられますけれども、今、2市2町につきましては、線引きが新市が誕生しですぐということにならないと思っておりますけれども、線引きは知事が権限を持っておりまして、5年ごとの見直し等々になっていようかと思っております。ですから、熊毛町につきましては、都市計画税ということは今すぐということにならないというふうに御理解をいただいたらいいんじゃないかと思っております。

はい、どうぞ。

(田中泰典委員)

今すぐということにはならないということですが、この5年サイクルの見直しの場合には当然考えるということになるのでしょうか。

(河村和登議長)

新都市計画法で線引きがなされて、全国的にこれは市長会、地方6団体の中でも随分この都市計画税、市街化区域調整区域等についての議論が沸き起こっております。特に、今、例えば、私は徳山市長ですから徳山市の例を申し上げても、同じ徳山市でも、例えば、大津島は調整区域なんですね。あるいは須々万は白地地域で都市計画税も取っておりません。ですから、熊毛町がここ数年の間に新市が誕生しても、即都市計画税云々ということにはなかなかないんじゃないか、また住民の意見をしっかり聞いて、線引き等々についてもその中で方向というのが出てくるんじゃないかなと、そんな思いがいたしております、余り御心配になられることではないんじゃないかなと。そのときにはやはり住民説明会、またしっかりした議論の中、また議会での意見等々の中で方向というのが出てくるのではないかなと、そうしておりますので、即新市が誕生して熊毛町に都市計画税というのは今は即考えられないのではないかなと、個人的には思っておりますけれども。いいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。ただ今議題とさせていただきます議案第25号のうち、「都市計画・建設事業」につきましては原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議案第25号のうち、「消防・防災事業」について事務局の方から説明を申します。

(事務局)

引き続きまして、(4)の「消防・防災事業」について御説明を申し上げます。

議案等関係資料につきましては8ページから11ページをあわせて御参照いただきたいと存じます。

消防団員の定員、任期、定年、消防団組織につきましては、新市における消防・防災のあり方も関連することと考えておりますので、調整案につきましては、3市2町合併協議会での協議調整結果を引き継いでおります。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

(河村和登議長)

「消防・防災事業」につきましては、今事務局から説明を申し上げたとおりでございますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

それでは、今、議題とさせていただきます議案第25号のうち、「消防・防災事業」につきましては原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議案第25号うち、「環境衛生、環境保全事業」について事務局から説明をいたします。

(事務局)

(5)の「環境衛生、環境保全事業」について御説明を申し上げます。

議案等関係資料につきましては、12ページから17ページをあわせて御参照いただきたいと存じます。

し尿収集、ごみ収集、指定ごみ袋につきましては、日々の住民生活に密接に関係するものと考えております。調整案につきましては、3市2町合併協議会での協議調整結果を引き継いで

おります。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定をいただきますようお願い申し上げます。

(河村和登議長)

何か御質問がございましたら。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ないようでございますので、議案第25号のうち、「環境衛生、環境保全事業」につきましては原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議案第25号のうち、「教育事業」について事務局から説明をいたします。

(事務局)

(6)の「教育事業」について御説明を申し上げます。

議案書の方の12ページ、議案等関係資料につきましては18ページから43ページをあわせて御参照いただきたいと思います。

教育事業の調整に当たりましては、2市2町においてほぼ同様の事業が実施されておりますので、特に問題となるものはございませんが、議案等関係資料の26ページにあります「公民館の管理、使用基準」のうち、「休館日・開館時間」について、合併関係市町の変更により、「新南陽市の例により調整する」に変更をいたしております。

なお、その他の項目につきましては、3市2町合併協議会での協議調整結果を引き継いでおります。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

(河村和登議長)

「教育事業」につきまして、皆さん方の方で御意見、御質問がございましたら御提出をお願いいたします。はい、どうぞ。

(藤井康弘委員)

今回、変更になった公民館の管理・使用基準ですけれども、3市2町のときは、要するに、休館日・開館時間については下松市の例によるということ、減免基準については新南陽市の例によるということだったんですけれども、今回枠組みが変わったということに変更になったということなんですけど、ただ、基本的にかなり自主的にそうなると変わることになるわけですね。つまり、3市2町のときの休館日・開館時間と下松市の例によるということになると、日曜日は休館でないと、年末年始だけが休館で、あとは公民館は開いているということ、それで減免基準については新南陽市ということだったんですけど、今回、休館日・開館時間についても新南陽市の例により調整するということになると、新南陽市の今の公民館の状況が日曜日が休館ということになっていますので、そうすると3市2町の調整方針が、形式的にはこれでいいのかもしれないんですけども、実質的には変更になるという点で、一つ各種制度については総体的に住民に不利益にならないように調整に努めるという、この調整の総括方針に合致するののかという点と、もう一つは、第1回目の合併協議会で確認した3市2町の協議方針を最大限尊重するという基本方針に多少齟齬していくのではないかという感じがします。

それで、徳山市の特別委員会でも多少複数の議員から意見が出たんですけれども、この新南陽市の例により調整するという調整案が、休館日については、例えば、今、徳山市の場合は、条例で休館日は日曜日は開館するというふうになっているわけではないんですけど、実態としてはないという、休館日の規定がないということで日曜日も開いているという、そういうことがあるので、休館日については、原則として新南陽市の例により調整しながらも、休館日につ

いてはそういう実情を考えながら調整するという方針なのか。それとも、そうでないのであれば、ただし書きを入れて、休館日については原則的に年末年始に限るという方向で調整するというのをつけ加えるべきではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

(河村和登議長)

そうですね。このことについて、今の質問もあわせて、もう少し詳しく説明を申し上げたいと思います。

(事務局)

公民館の関係でございますけれども、調整方針につきましては、新南陽市の例により調整するというようになっておりますけれども、この調整方針に基づきながら、基本的な今後の公民館の使用に当たっての条件を今から整理していかなければいけませんけれども、基本的には市民の利用サービスの向上という視点から一つの見直しをしていこうということで、現在、合併事務の段階ではそういったことを含めながら、検討をしておる状況でございます。

そうした中で、休館日でございますけれども、いわゆる休日ですね、この新南陽市の場合は国民の祝日に関する法律に規定する休日につきましては、これは削除していこう。それから、休館日の年末年始の関係が今、12月の29日から翌年の1月の4日までとなっておりますけれども、これにつきましては、12月の29日から翌年の1月の3日まで、それから使用時間につきましては、午前9時から午後10時という形になっておりますけれども、この午前9時につきましては午前8時30分ということで、市民の皆さん方に利用がしやすいような条件を整備していこうということで、現在、合併準備の段階では今検討をしております。それから、実際にここで条例上では国民の祝日に関する法律に規定する期日あるいは休日につきましては、現実的にはあけておられるそうでございます。

ちょっと補足させていただきますが、新南陽の場合は、土曜・日曜は全部あけております。

ただ、今、局長の方から申しましたように、国民の祝日に関しましては休館日ということでございます。それから、時間につきましても、平日、土曜日は午前9時から午後10時まで、それから日曜日は午前9時から午後5時までということで、下松市さんの場合は年末年始のみということでございましたのでその違いがございますから、今回新南陽市の方へ合わせて調整するというところでございます。現状はそういう形でございます。

(河村和登議長)

いろいろ意見出ておりますけれども、要は、市民の方が、住民の方が公民館を使いやすいようにと。特に少子・高齢化の時代、また学校週完全5日制等々ありまして、そういうことも踏まえられての御発言だと思いますので、その発言を大切にしながら、新南陽市ももう日曜日も休館ではなくて、使っていただいているというふうに条例を変えているということでございます。

事務局の方で調整方針についていま一度説明を申し上げます。

(事務局)

調整方針ですけれども、27ページですか、一元化調書の中にございますけれども、調整方針につきましては、新南陽市の例により調整すると。ただし、休館日につきましては、12月29日から1月3日までとし、使用時間については午前8時半から午後10時までとするというように調整方針の見直しをさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございましょうか。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(兼重 元委員)

学校給食の件ですけどね、25ページの4番目、業務委託についての対応策ってというのが書いてありますが、御承知のとおり、2市2町の中で唯一新南陽市は民間委託をしております。給食はセンター方式ですね。これはここに書いてあるとおり、健全財政を考慮して給食業務の委託化でございます。まさに新南陽市のその業務委託の実態は、そういったことが如実にその実績として出てきております。

当時、非常に業務委託にすれば、責任の所在だとか、学校給食は教育の一環だとかいろいろ出ました。しかし、やってみて、果たしてどういう問題が出たのかと、とんと懸念されたことの実態がここに出てきておりませんね。だから、杞憂に終わると言ってもよろしいかと思いますが、もちろん、現段階でも学校給食の民間委託には反対されてる一団があります。少なくともここに出ておりますとおり、新南陽市が先駆けて業務委託ということをやっております。ですから、急激な業務委託はもちろん難しいかもわかりませんが、新市にあって給食センター方式で学校給食を運営しております。これについては、基本方針、これをきちっと確認をした上で漸次その業務委託へ移行できるような運営をすべきであろうと私はこう考えております。ですから、ここに曖昧模糊としたような書き方がしてありますが、きちんとこのあたりのところは新市でもって確認すべきで、そういう方向で進めるべき。何となれば、新南陽市に来ていただいて、しっかりと実態を調査して、反対のための反対がいかに愚かであるかということを実態を知っていただきたい、こう思います。

(河村和登議長)

御意見をいただきました。はい、どうぞ。

(藤村周介委員)

学校給食の件ですが、これを見ますと、民間に業務委託する場合に健全財政というのがありますが、やはり一番重要なのは、児童の健康であるとか、食品の安全、衛生というものが基本になると思いますので、議題とはちょっとずれているのかもわかりませんが、業務委託するときの審査基準といいますかね、例えば、ISOの取得をしているとか、ハセップの対応ができていたとか、こういったことが基本にあって、初めて児童に対して安全な食品が届けられると。今、大変全国で偽装商品であるとか、O-157であるとか、食中毒といったものの発生率が非常に高いと。これは企業のモラルが問われるんだらうと思いますので、やはり私としてというよりは、もう児童のことを考える親として、子供を持つ親として、やはり安全、衛生といったものがまず第一に来るのではないかなというふうに思います。

以上です。

(河村和登議長)

ありがとうございました。ほかに。

いいですかね。ただ今議案第25号として「教育事業」のことにつきまして御相談申し上げますけれども、先ほど公民館の休館日について藤井委員の方から御発言をいただきましたけれども、事務局の方で調整方針を申し上げましたけれども、住民の立場で公民館をしっかりと活用、コミュニティー活動も含めまして活用していただくという方向で取りまとめたいと思います。

また、給食のことについて御発言をいただきましたけれども、児童の健全なこれからの成長あるいは財政的な面も含めて取り組みをさせていただくということで調整をさせていただきたいと思います。ようございませぬ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。そういう方向で「教育事業」につきましては取り組みをさせていただきます。

次に、議案第25号のうち、「保健・福祉事業」についてを議題とさせていただきます。事務局の方から説明をいたします。

(事務局)

それでは、(7)の「保健・福祉事業」について御説明を申し上げます。

議案等関係資料につきましては、44ページから91ページをあわせて御参照いただきたいと思います。

「保健・福祉事業」の調整に当たりましては、ほとんどの項目について3市2町合併協議会での協議調整案を引き継いでおりますが、4項目について調整案を変更いたしておりますので、御説明をいたします。

最初に、議案書12ページの心身障害児母子通園訓練事業につきましては、鹿野町においても事業を開始され、2市2町とも同様な制度を実施することとなりましたので、調整案を「現行のまま新市に引き継ぐ」に変更をいたしております。詳しくは、議案等関係資料44ページを御参照いただきたいと思います。

次に、重度心身障害児(者)福祉手当につきましては、合併関係市町の変更により、調整案を「新南陽市の例により調整する」に変更をいたしております。詳しくは、議案等関係資料48ページを御参照いただきたいと思います。

13ページの中ほどにあります敬老祝金の取扱いでございますが、議案等関係資料は63ページを御参照いただきたいと思います。この支給内容につきましては、徳山市におきましては75歳以上の節目支給、新南陽市は75歳以上全員一律支給、熊毛町では70歳以上全員段階支給、鹿野町におきましては75歳以上全員段階支給で敬老祝金が支給をされております。調整に当たりましては、「新南陽市の例により75歳以上に全員に一律支給とし、支給額につきましては、新市において予算の範囲内で決定することとし、新市移行後、速やかに調整する」ということにいたしております。

次に、児童クラブでございますが、本日、正誤表を配付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。あわせて、議案等関係資料69ページを御参照いただきたいと思います。調整案として、「新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、保育料は2,000円とする」といたしております。まず、保育料が各市町とも異なっていること、また、土曜日の開館が2市については閉館としておりますが、2町は開館といたしていることなど相違がございますので協議調整を行いました。各市の地域事情等も考慮し、土曜日の取扱いについては当分の間、現行どおりとすることといたしております。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

(河村和登議長)

「保健・福祉事業」につきまして皆さん方に御相談申し上げておりますけれども、何か御意見がございましたら御発言をいただきたいと思います。はい、藤井委員。

(藤井康弘委員)

3点について特別委員会の方で意見がありましたので、まず、変更になったところの児童クラブの点なんですけれども、当分の間現行どおりとするということで、差異がある点で今問題になっている児童クラブの土曜日の開設の点なんですけれども、これについて、これは徳山市、新南陽市は土曜日は休業と、熊毛町と鹿野町は土曜日やっておられるということで、そのまま新市に移行後にその差異を認めたまま行って新市の議会で調整しようということなんですけれ

ども、一部議員から土曜日の開設を検討すべきじゃないかという意見が出ました。

ただ、私の考えなんですけれども、児童クラブを土曜日どうするかという点について、徳山市議会でもかなりいろいろと議論がありまして、結局、完全5日制の趣旨に平仄を合わせるといことでその旨の児童クラブ条例を制定したわけで、その点について一つの議会の意思が確定したばかりなので、その点を合併協議会の調整の場で変更するのはどうかなという気もしますので、やはりこの調整案どおり、新市に移行後に新市の市議会ですべてについてしっかりと根本的な議論をやって、基本方針を出すというのがやっぱり適当であるというふうに思います。

それから、敬老祝金なんですけれども、これが変更にはなっているんですけど、実質的にはなるべく3市2町の合併協議の協議方針を最大限尊重するというので、前回は「鹿野町の例による」というのが「新南陽市の例により調整する」ということで、前回のとき、実は私、個人的にはかなり敬老祝金については市議会ですべてで一般質問で廃止を提案したりして、やっと廃止になったのが合併協議の場で復活するという点で、非常にちょっと腑に落ちない点もあったんですけど、政治的に合併が大切だということで下松市さんのことがありましたので、政治的配慮で賛成をしたという点があるので、今回、この点をどうかなという気もしたんですけど、やはり第1回目に協議の基本方針として3市2町の合併協議の調整方針を最大限尊重するということが決定していますので、その点からこれでいいんじゃないかというふうに思います。

それから、最後に、緊急通報装置、これは3市2町の調整方針どおりなんですけれども、一部の委員から、緊急通報システムという大変事が事であるし、枠組みの変更によってちょっとこの点については見直して、「随時調整する」ということよりも、「速やかに調整する」という調整案にする方が適当ではないかという意見はありました。

以上です。

(河村和登議長)

貴重な意見、ありがとうございました。ほかに。はい、一原委員さん。

(一原英樹委員)

先ほど意見として出たことと重複いたしますが、まず、私たちの特別委員会でも話が出たことは、敬老祝金のことについては「鹿野町の例による」。何か響きがよかったわけなんですけれども、ただし書きの中では新市になってその調整すると書いてありましたので、多少変わっていくんだらうとはわかっていました。

こうしてこの前の3市2町のときもかなり議論がありました。もうこういうふうなばらまきというのはよした方がいいんじゃないかというような意見もありましたし、またそれは必要だという意見もありました。もしこうした形で全員に支給される、金額についてはかなり縮小になっておりますけれども、こうした残った財源というものが本当に老人福祉の方で生かされるような配慮をしていただきたいということでもあります。

児童クラブについては、先ほど藤井委員も言われましたが、私たちの町では昨年度からこの福祉センターとして発足しております。いろいろなお母さん方から非常に支持も得て、人気のいいところでもあります。今、この総括の方針の中でも少子・高齢化、こういった子育て支援というのが叫ばれている中で、当分の間は現行どおりと言うけれども、なくなるのかという不安があります。できれば、私たちは少し遅がけに始まったものですから、こういう制度はぜひとも、土曜日の受け入れ、日曜日の受け入れというものが続くように願うものであります。よろしく願いいたします。

(河村和登議長)

ほかに。はい、兼重委員さん。

(兼重 元委員)

とかく合併先進地で問題になっておるところは、合併前には「高サービス・低負担」、これが非常に叫ばれております。合併後に実態をいろいろ調査しますと、いろいろな名目でもって「高サービス・低負担」という名目的なものがどんだんないがしろにされているというようなことが取り上げられております。

そこで、合併後に、ここには「高サービス・低負担」という言葉が明記されておりませんが、実態をずっと見ますと、やはりサービスは高い方ということが伺えます。

そこで、もちろん合併後に行財政改革あるいは新市の財政基盤をきちっとする、あるいは行政対市民とのお互いの負担のすみ分けというんですか、先ほど中村秀昭委員から出ましたようなものですね、NPOというようなスタイルでもって取り組む方法もありますが、新市がいち早くこの合併の効果を上げるための施策としては、当然こうした高サービスによるところの、いわゆる負担の不公平、こういったものもあるんじゃないだろうか、こういったものを見直しをすることによって、スタート時点では「高サービス・低負担」、こういったものが一応名目的には決まったとしても、実態としてあるべき合併の実効性を求めるためには、こうした「高サービス・低負担」というものもおのずと常識のある状態に収れんされるべきであろうと私は考えておりますが、現時点でそういう基本的な方針あるいは合併後にどのようにこの辺のところをお互いが理解していくかといったところが私は大切じゃないかと思うんです。必ず、ああは言うたのに、合併してサービスが低下したじゃないかというようなことがやり玉に上がって、それがまたためにその合併の功罪についてあげつらうというようなことが出てくるはずでありますから、この辺のところを2市2町が大いによく共通理解をした上での新市への速やかな立ち上げと、あるべき新市の一体性を構築すべきであろうと、このように思いますけど、会長いかがですか。

(河村和登議長)

新市が誕生いたしまして、今、全国の3,200の自治体が合併問題に約8割がもう取り組まないといけない、先日の、吉村さんも御一緒だったんですけども、全国市長会でもそういう流れがものすごく議論されております。

その中で今、兼重委員御指摘の、合併前は「高サービス・低負担」ということでまとめ上げた新市が誕生して、それから住民の方の、市民の方の、ああは言うたけれども違うじゃないかということで議論を呼んでることも承知しております。

そういうことをしっかり議論してから、これからの地方分権の時代の中の地方自治体の生き残りといいますか、そういうことを住民の負担も含めてしっかりした考え方で進みなさいよという御指摘だというふうに受けとめております。このことは非常に大事なことだというふうに受けとめております。

はい、田中委員さん。

(田中泰典委員)

私の申し上げたいことは、今、兼重委員の方から半分以上言われましたが、そういう観点から敬老祝金については、熊毛町は事務局の方から説明にありましたかと思いますが、70歳以上から支給をしておるわけです。これはばらまきだという見方も今発言の中にありましたが、やはり多くの高齢者の方はこれを楽しみにしておられる方もたくさんあります。そういう実態から5歳延期されるということはいかがなものかというふうに考えます。その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、妊婦の検診、乳幼児の健診については、既に3市2町のときの調整はそのままでというふうに思いますが、熊毛町では2歳児の健診が今やられております。これがなくなるといふこと、それから、妊婦の検診では超音波が今度なくなっていくということが調整案の中に

ありますが、このあたりをやはりサービスは高い方に、負担は低い方という基本的な合併に対する考え方が長い間主張されてきておりますが、これとの関係でどう見るのかという辺について御説明をお願いいたしたい。

(河村和登議長)

事務局の方から。

(河村弘土福祉部会長)

お答え申し上げます。

敬老祝金の件でございますが、調整方針の総括的なところでも御案内申し上げておりますように、基本的には健全財政に配慮しつつ、合併効果をいかに高めるかといったような視点で、とりあえずこういった提案を申し上げます調整案でお願いするわけでございますが、財政状況を見て5,000円の支給がいいのか、その辺は検討いたしたいということでございます。

次に、2歳児健診でございます。御案内のように、熊毛町さんでは歯科関係で虫歯が非常に多いといったような地域の特性があって、独自のそういった制度を構えていらっしゃいました。しかし、最近のそういった傾向の中で歯科教育、歯科講座、そういったものを充実する中でその辺はクリアできるんじゃないかなろうかといったようなことで調整の提案を申し上げますということでございます。

もう1点、妊婦の件でございます。御案内のように、現状ではエコーをやっておるということでございますが、35歳以上に限っては引き続きエコーをやると。しかし、妊婦の実態的なことを申し上げますと、定期検診は2回よりは3回、回数をふやした方がより妊婦の状況に照らし合わせて効果的であるということから、今回提案申し上げておるように、35歳以上のエコーは継続するけれども、そのほかにつきましてはエコーは取りやめにいたしまして、そのかわりに定期検診を1回追加するということで実態的なものは十二分にカバーできるということでございます。

以上、お答え申し上げます。

(河村和登議長)

はい、どうぞ。

(児玉研一委員)

ちょうど鹿野の一原さんの話と同じになるかと思いますが、私はお願いという形で考えていただきたいと思っております。

と申しますのは、児童クラブの土曜日の休館の件でございます。やはり学校週5日制という中で、やはり先ほど公民館の開館、また開館時間等についても調整していこうということでございますので、そういう社会的な背景のもとやはり学校週休2日制ということになったわけですから、この土曜日の児童クラブの開館というものも、十分この辺を考えていただきまして取り入れていただきたいなど。特に地域を出したら大変失礼なことかと思っておりますが、熊毛町には離れたところに皆お勤めになっておられる、またパートに出ておられるという方も大勢いらっしゃいますので、その辺の配慮を十分この中に取り入れていただければと思っておりますので、これは要望でございます。ひとつよろしくお願いいたします。

(河村和登議長)

御要望につきましては、やはり次代を担う青少年健全育成がいかに大切であるかということをよくとらまえまして、少子・高齢化の中で、今御指摘のことにつきまして十分に組みめるように生かしていきたいと思っております。

いろいろありましたけれども、いろいろな意見を踏まえまして、ただ今議題とさせていただきます。

いております保健福祉事業につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

続きまして、「介護保険制度」につきまして事務局から説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、(8) の介護保険制度について御説明を申し上げます。

議案書におきましては14ページ、議案等関係資料につきましては89ページから御参照いただきたいと存じます。

最初に、給付の関係でございますが、介護給付の種類のうち、下松市では介護保険法に定める介護予防事業を介護保険給付事業に組み入れて実施をされておりましたけれども、2市2町は同様な支援、予防事業を福祉施策として取り組んでおります。2市2町とも取扱いが同様でございますので、調整案を「現行のまま新市に引き継ぐ」に変更をいたしております。

次に、第1号被保険者の介護保険料につきましては、3市2町合併協議会での協議調整案を引き継いでおります。なお、第2号被保険者の介護保険料につきましては、国民健康保険制度との兼ね合いがございますので、そのときにあわせて協議調整をお願いいたしたいと考えております。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

(河村和登議長)

介護保険制度につきまして、何か御発言がございましたらお願いをいたしたいと思っております。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございます。ただ今議題とさせていただきます議案第25号のうち、「介護保険制度」につきましては原案のとおり決定させていただきます。

次に、「情報公開制度」につきまして事務局から説明を申し上げます。

(事務局)

それでは、(10) の「情報公開制度」について御説明を申し上げます。

議案等関係資料につきましては、92ページを御参照いただきたいと存じます。

情報公開制度は、行政機関が保有しております情報の公開を求める住民の皆様の権利を制度的に確立するものでございます。

現在、鹿野町を除きます2市1町におきまして、関係の規程が整備されており、制度を実施しております。制度の内容につきましては、議案等関係資料の92ページにお示しをいたしておりますが、ほぼ同様の内容となっております。しかし、取り組みを始めた時期、開始時期が異なることによって公開の対象となっております情報の適用日に違いがございます。また、新南陽市におきましては、公開請求者を「何人も」といたしており、徳山市と熊毛町は「市内または町内に居住するか通勤通学する者」という制限を設けております。新市におきましても、情報公開制度を確立することによりまして、市政に対する住民の皆様の御理解をいただき、信頼を深め、公正で開かれた透明性の高い市政を推進することになるものと考えられますが、一方では、情報を公開することによりまして個人のプライバシーが侵害されないよう、個人情報の保護につきましても最大限の配慮をする必要がありますことから、課題等を十分整理いたしまして、新市において情報公開制度の制度化をすることといたしております。新市に移行後の新市として新しい情報公開制度を制定するまでの間、情報公開に対応するため、今回、調書右

側中央にございます対応策欄に「なお、新たな制度創設までの間は、経過的な措置を検討する」ことを追加いたしております。調整案につきましては、3市2町の調整案どおり、「新たに制度等を創設する。ただし、合併前の各市町の情報の公開については、旧市町の従前の情報公開の制度の例による」といたしております。

次に、議案等関係資料の93、94ページに、市長、町長の資産等の公開を示しておりますけれども、これにつきましては法律の委任を受けて設けた制度でございますので、2市2町とも同一の内容で実施をいたしております。これは「現行のまま新市に引き継ぐ」という調整案にいたしております。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますよう申し上げます。

なお、議案書の14ページにお示しをいたしております情報公開制度で、各市町の状況を示しておりますが、丸をつけてありますとこで鹿野町のところに丸がついております。大変申しわけございません、訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(河村和登議長)

はい、兼重委員さん。

(兼重 元委員)

これは非常に大事なことでありますね、情報公開っていうのは。これからはもうもちろん、ますますその制度を高めていかなくはなりません。住民参画ということでもありますんで、こういった面も含めてアカウンタビリティということのないがしろにできない状況があります。新市においても、これが大きく運用されて、住民参加の市政運営というものが一つの定型化していくようにと願っております。

それで、鹿野町は今、制度を制定準備中ということではありますが、でき得れば2市2町の、いわゆる鹿野モデルというのをつくっていただきたい、こう思うわけであります。

また、鹿野町はもちろんつくられるであろうと思うんです、それは。せっかくつくっても、もう少しレベルの高いものということになると、メンツもありましようからね、ぜひともその辺は鹿野モデルということで一番いい形で、2市2町で新しい市になってこの情報公開制度は鹿野がつくったものにするんだと、こういうふうにしていただきたいと思うんですが、どうですか、一原さん笑っているけど、一原さんどうですか。

(河村和登議長)

活発な御意見をいただきたいと思います。一原委員さん、御発言がありましたらどうぞ。

(一原英樹委員)

兼重委員から大変なエールをいただきました。私たちも今、準備にかかっているところであります。

このような合併の中でちょっと立ちおくれたなと私たちも心の中で少し反省もしておりますし、今のエールに向かってまたできる限りの努力をしていきたいと思っております。

(河村和登議長)

情報公開というのは、これからさらにさらに地方分権の時代で住民参加も含めまして大切なことだというふうにと受けております。兼重委員におかれましては、常日ごろからそういうことに前向きに一生懸命取り組んでいただいておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。いいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ただ今議題とさせていただきます。議案第25号のうち、「情報公開制度」につきまして、原案のとおりとさせていただきます。

続きまして、議案第25号のうち「表彰制度」についてを議題とさせていただきます。

事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、最後になりますが、(14)の「表彰制度」について御説明を申し上げます。

議案等関係資料の95、96ページをあわせて御参照いただきたいと存じます。

2市2町とも表彰に関する制度を設けております。徳山市と鹿野町が表彰、新南陽市と熊毛町が選奨となっております。それぞれ基準も異なっておりますので、内容につきましてはほぼ同様であると考えますけれども、3市2町の調整案どおり、「新たな制度等を創設する」という調整案にいたしております。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

(河村和登議長)

「表彰制度」につきましては、皆さん方、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(河村和登議長)

ありがとうございました。ただ今議題とさせていただきます。議案第25号のうち、「表彰制度」につきましては原案のとおり決定をさせていただきます。御協力ありがとうございました。

以上できょう御用意申し上げました議案につきましてはすべての協議を終えます。

それでは、5番目のその他の議題とさせていただきます。何か御発言がございましたらいただきたいと思っております。はい、どうぞ。

(和田明信委員)

その他でございますので、ちょっと一言言わせていただきますが、前回の会議で町名について検討するという事になっておりましたが、このあたりはどうなりましたか、答弁していただきたいと思っております。

(河村和登議長)

今、御発言ございましたけれども、和田委員さんの言われているのは、町名についてですね。新市が誕生したときに兼重委員の方からも発言ございましたけれども、特に徳山市という名前を残したいという発言の中で、しっかり検討すると、その検討をさせていただきたいという発言も私の方でしておりますけれども、町名について非常に大事な事だと受けとめておりまして、今、2市2町の首長間でも意見の交換等もしておりますけれども、まだまだ煮詰まっております。引き続き皆さん方のお知恵をいただきながら、いい形で新市の中でも生かしていけるような、そういうお知恵もいただきたいものだと思っております。現状はそこまでしか行っておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

はい、渡辺委員さん。

(渡辺輝明委員)

この会議に県からも御出席をいただいておりますので、ちょっとお伺いしてみたいと思うんですが、以前、県の合併支援プラン、これが新聞で報道されました。電算システムの一元化に向けた無利子の貸付けであるとか、法定協の運営助成金あるいは新市スタート時の必要経費、

人的支援、あるいは県庁内には新市計画案作成等の助言プロジェクトチームの設置、こういうふうなものが報道されております。さらに、2市2町で交付金制度、これらも要望が出されておりますし、また合併に伴う県事業の市町負担の激変緩和措置、こういったものが今後検討するということが報道されております。

我々もこの合併に対する県の支援策というものは非常に期待が大きいわけではありますが、その後、これらの検討がなされて新たに動きがあったのかどうか、この辺をひとつ伺いしておきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

(河村和登議長)

知事も発言されておられますけれども、特に2市2町のこれからの進む方向の中でも、県の支援策については大変どの方も関心を持っておられることと思います。そういう意味で、今発言を渡辺さんの方からされたと思います。

はい。

(岡田 実委員)

今のお尋ねでございます。既に委員の皆様方よく御承知のことかと思えますけれども、既に2市2町の合併協議会立ち上げの際に、2市2町の首長さん方が知事の方にも御要請においでになりました。

それを受けまして、私ども県といたしましても、この2市2町の合併協議会は周南地域4市3町の先行的な合併の位置づけであるというふうな認識のもとに、御案内のように、26項目にわたりまして支援策の決定をし、既に実行させていただいているところでございます。

加えて、今お尋ねもございました特例交付金制度につきましても、これは知事が既に記者会見等でもお話し申し上げておりますし、またこの6月議会でも、地元の県議さんの方からも御質問にお答えする形で、その制度創設に向けまして県としても精力的に検討しているというふうなことでございます。

加えて、合併支援プラン、せんだって発表させていただきましたが、この中でも特例交付金に加えまして、今御紹介ございました県事業の市町村負担金、これについても激変緩和措置を講じていこうというふうなことで、決して実は追加的な支援というのはこの2項目ではとどまることなく、さらに必要があれば、追加的な支援についても引き続き検討をしていくというところでございまして、これらにつきましても、今の予定では恐らく9月議会までには一定の方向性、制度創設に向けての結論が県として出せるのではないかとということで、今作業的には進めさせていただいておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(河村和登議長)

県も積極的に御支援、御協力をいただけるものと、私たち2市2町の首長間でもそういうふうに理解をいたしております。

はい、中村委員さん。

(中村秀昭委員)

そういう意味からも、拙速はいけません、やはりこの会議を積極的に見える形で、県の方から本当に周南、これはもう行くよと、こういう感じはやっぱり一刻も早く出していかんと、私はやはり仮に合併しても二番せんじとか、そういうことになったら周南というのは何じゃったんかと、こういうことになりますので、3回と言わんと、回数をふやしても早くひとつ新市建設計画を仕上げ、これをひとつ会長さん以下首長さんをお願いをしておきたいと、このように思っております。ひとつ委員の皆さんもよろしくお願ひしたいと思ひます。

(河村和登議長)

ありがとうございました。はい、田中委員さん。

(田中泰典委員)

冒頭に私、発言を求めたわけではありますが、これに関連をいたしまして、会長の方の答弁では、3市2町で相当の協議をやっておるといふことで2市2町では早くできるというような意味の答弁があったかと思いますが、熊毛町にとっては3市2町と2市2町では非常に違う、条件が異なります。そういう点から、町民の皆さん方に対する説明とか、あるいは意見の酌み上げというようなことが急ぐ余り不十分になるという可能性があるといふふうに思います。

それから、議会で議決してここに参加しておるので、急ぐことは問題がないのではないかといふような内容の意味の発言もあったかと思いますが、熊毛町にとっては情勢が非常に目まぐるしく動いております。先ほどの発言の中でも申し上げましたが、この合併をめぐって住民投票設置条例の直接請求が否決され、そして、新たにそういう議会に一任しておくことはできないといふことから、議会解散の直接請求が今、選管の方に提出をされて、選管の審査の段階であります。そういうふうに目まぐるしく動いておるといふ状況の中で、熊毛町としては町民の皆さんに十分説明し、理解を得る必要があるのではないかといふふうに私は考えています。そういう点から見て、余りにもこの協議を急ぐ余りに、この辺が形骸化し、あるいは雑になるといふことがあってはならないといふふうに思っていますが、この辺の見解をお願いしたいと思います。

(河村和登議長)

先ほど冒頭、あなたの方からそういう発言の中でもお話を申し上げましたけれども、直接請求のことにつきましても私は知っておりますし、あくまでも地方自治法に基づいて規定にのっとり適正に対応されるものと考えております。

振り返ってみますと、第1回目の法定協のときに、これは2市2町の首長間で6月1日に法定協を立ち上げたわけでございますけれども、議会の議決を経て、そして法定協が立ち上がり、民主的なルールにのっとり。そして、今日まで協議を進めてきたわけであります。

会長としては、会議の迅速かつ能率的な運営を努めると規約の中でもうたっておりますし、今、形骸化という話もございましたけれども、私は田中委員さんの意見もしっかり聞きながら、全体の委員の皆さん方の発言も聞きながら、来年の4月21日の新市誕生を目指してしっかりした議論をしながら会議を進めていきたい、これが私の考えであります。ですから、今、発言がありましたことも御発言として承らせていただいております。

今日までこの周南の合併問題につきましても、いろいろな方が、特に青年会議所の皆さん方におかれましては、もう10数年前から山口県で元気のある周南の都市像を目指して、足腰の強い、そういう中核都市を次代をにらんでやっていこうといふことで随分苦勞を、いろいろな方が、先人が努力されてきたわけでありまして、その流れの中できょうの会議もあるわけでありまして、そのことも御理解の上、御発言をいただけたらと、このように思っております。

また、中村委員さんの御発言がありましたけれども、今後の会議の進め方につきましては、しっかり議論をしていただくといふ中で、次の会議はこの7月29日の午後1時半から徳山市内の丸福ホテルの方で予定しております。次は第4回目になりますけれども、8月10日が第5回目、8月19日が第6回目、8月27日が第7回目といふことで、しっかり議論せよといふことでございますので、精力的に皆さん方に御議論をいただきながら協議を進めさせていただきたいと、このように考えております。これは2市2町の首長間でしっかりやっていこうといふことの中で皆さん方に御案内なり、今後の御協力をお願いを申し上げます。ですから、田中委員さんも、田中委員さんのお立場で御発言をいただいたといふふうに私は受けとめております。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

いいですか。まだありますか。はい、どうぞ。

(田中泰典委員)

今、答弁がありましたので、しっかり審議をするということで理解をしてよろしゅうございますか。

(河村和登議長)

はい。

以上をもちましてきょうの協議はすべて終了させていただきます。ありがとうございました。

なお、次の開催につきましては、ただ今申し上げましたけれども、この月の7月29日に午後1時半から予定しておりますので、御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

(午後0時17分閉会)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長(議長) 河 村 和 登

署 名 委 員 倉 住 栄

署 名 委 員 志 賀 武 男

署 名 委 員 角 田 美 彌 子

署 名 委 員 兼 石 慧 子